平成２２年（フ）第１９１２号
仙台市宮城野区岩切字羽黒前70番地
債務者　山口　和彦
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６０９号
秋田市桜１丁目３番13号　コーポラス田村203号
債務者　村田　良子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２１号
秋田市川元小川町１番40号、前住所秋田市山王中園町４番20号　安藤アパート１号
債務者　渡部　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２５号
秋田市泉南２丁目３番22―203号
債務者　藤原　和子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３０号
秋田市保戸野すわ町２番38号　ＳＫハイツ202号、前住所秋田市外旭川八柳２丁目14番38号
債務者　佐藤寿美子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３１号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1715
債務者　夏井　　龍
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３７号
秋田市土崎港南１丁目７番６号
債務者　米谷　一広
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１号
福島県南相馬市鹿島区鹿島字北畑12番地
債務者　佐藤小百合
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第７４６号
茨城県ひたちなか市大字稲田981番地１県営稲田アパート１棟201号、旧住所神奈川県藤沢市高倉2500番地グリーンハイツ202
債務者　藤井喜一郎
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７６２号
茨城県鉾田市梶山302番地５
債務者　松丸　政彦
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７８４号
茨城県水戸市大塚町1852番地の96　Ｄｉｍｏａ57・303号
債務者　小河原武子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８２９号
茨城県水戸市松本町13番66号
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３７３号
茨城県結城市大字小田林2520番地135
債務者　上野　秀二
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３８３号
茨城県古河市諸川1416番地２　タウンアイリス三和Ｆ―102、前住所茨城県古河市仁連1470番地17
債務者　浅田　正則
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３９３号
茨城県古河市諸川1604番地１　サンモールハイツＡ―201
債務者　渡邉　　諒（旧姓迫部）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４０５号
茨城県筑西市藤ケ谷1615番地７
債務者　赤荻　静江（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４１４号
茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋894番地１
債務者　田村　満雄
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部